

○桜井宇陀広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

施行規則

〔令和5年4月1日〕
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、桜井宇陀広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年3月桜井宇陀広域連合条例第3号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、桜井宇陀広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、会長が会議の審査又は審議に付すべき事件につき、会議を招集するいとまがないと認めるとき又は会議に付する必要があると認めるときは、回議による審査又は審議を行う事ができる。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る会議に参加することができない。

(手続の併合又は分離)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件を分離するこ

とができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

(諮問庁の申出)

第5条 諮問庁は、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

- 2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第9条第1項前段の規定により当該行政文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かななければならない。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、桜井宇陀広域連合事務局において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。